

第7章 高齢者福祉課

1 地域包括ケアの推進・高齢者福祉の総合的推進

(1) 地域包括ケアの推進

市町村における地域包括ケアの取組を支援するため、千葉県高齢者保健福祉計画を推進するとともに、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする次期千葉県高齢者保健福祉計画を策定した。また、市町村等向けに研修会の開催や専門家による助言等を行った。

(2) 高齢者孤立化防止対策事業

高齢者が孤立化することなく安心して暮らせる社会の実現に向けて、『しない、させない、孤立化！』を合言葉に啓発活動を行う「ちばSSK(エスエスケー)プロジェクト」として、県民向け講演会を開催した。

(3) 福祉ふれあいプラザ運営事業

JR我孫子駅前にある福祉ふれあいプラザは、福祉や健康づくりの拠点施設として、平成18年8月にオープンし、施設の管理運営は指定管理者制度を導入している。

福祉ふれあいプラザの主な施設は次のとおりである。

ア 介護実習センター

講座の開催・実習等により介護に関する知識・技術の普及を図るとともに、人材育成を図る。

イ 介護予防トレーニングセンター

40歳以上の方や要支援・要介護者を対象として、早い段階から健康づくりや介護予防のためのトレーニングを行う。健康運動指導士等の専門スタッフがその人に合った支援を行う。

ウ ふれあいホール

スポーツ利用と文化的利用ができる。

(4) 高齢者相談事業

専門職員を配置して、高齢者虐待、施設での介護、高齢者に関する各種心配ごとなどへの電話相談に対応するとともに、必要に応じ関係機関を紹介した。

事業内容 電話相談

電話番号 043(221)3020(未然にゼロ)

表1 【相談実績】

(令和7年3月末時点)

施設	介護	医療	家族	虐待	生活	住宅
81件 (18.5%)	50件 (11.4%)	15件 (3.4%)	93件 (21.2%)	37件 (8.4%)	83件 (18.9%)	1件 (0.2%)
在宅サービス	法律	認知症	仕事	行政不信	その他	合計
17件 (3.9%)	2件 (0.5%)	6件 (1.4%)	10件 (2.3%)	8件 (1.8%)	35件 (8.0%)	438件 (100%)

※ 上段＝相談件数、下段＝全体の相談件数に対する割合

(5) 高齢者虐待防止対策事業

高齢者虐待防止法に基づき、市町村職員等が高齢者虐待に対し迅速で適切な対応が図れるよう、また、在宅介護サービス事業者等が主体的に虐待防止に取り組むよう次の事業を実施した。

ア 高齢者虐待対応市町村支援事業

市町村が抱える困難事例等に対し、弁護士及び社会福祉士を中心とした専門職が連携して支援を行った。

イ 高齢者虐待防止対策研修

(ア) 市町村・地域包括支援センター職員等を対象

(イ) 在宅介護サービス事業者等を対象

2 認知症支援事業

高齢化、長寿化により、一層増加することが見込まれる認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていけるよう、総合的な支援を行った。

(1) 認知症地域医療支援事業

認知症の早期段階における診断・治療と適切な対応が図られるよう、認知症サポート医養成や、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員等の医療従事者向け認知症対応力向上研修を実施した。

(2) 認知症相談支援事業

介護家族に知識や介護技術、精神面も含めた支援を行うため、相談経験が豊富な介護経験者等による認知症相談コールセンターの運営や家族交流会を実施した。

(3) 認知症普及啓発事業

地域住民、学校等へ認知症の正しい理解と普及啓発を図るため、認知症サポーター及びその養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成した。

また、街頭パレード「認知症メモリーウォーク」の開催を支援するとともに、9月21日のアルツハイマーデーを中心に1週間、千葉ポートタワーを千葉市とともに認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップする等の啓発イベントを実施した。

さらに、認知症当事者の方を「ちばオレンジ大使」として任命し、認知症の方本人が自らの言葉で語り、生き生きと活動している姿を発信した。

(4) 認知症施策総合推進事業

医療、介護、福祉、行政等の関係者で構成する千葉県認知症対策推進協議会を開催し、「オレンジ連携シート」の見直しや、「認知症サポーター養成講座テキスト」の改訂について意見をいただき、地域における認知症対策について総合的に推進した。

(5) 若年性認知症対策総合推進事業

初期の若年性認知症に接する機会が多い医療従事者や企業の人事・労務担当者、身近な相談窓口である市町村・地域包括支援センター職員、介護事業者に対し、本人や家族の思い、基本的な知識についての研修会を実施するとともに、医療、介護、福祉、雇用の関係者による自立支援のためのネットワーク会議を開催した。

(6) 若年性認知症支援コーディネーター事業

若年性認知症の人の就労支援や福祉サービスの紹介、生活面での助言を行うため、専用の相談窓口を設置し、若年性認知症支援コーディネーターによる若年性認知症の人及びその家族等への支援を実施した。

さらに、若年性認知症の人本人がその特性や興味に応じた社会参加に繋がるよう、御自身の趣味や特技について語り合い、その内容を踏まえてボランティア等の活動に繋げるモデル事業を実施した。

(7) 認知症疾患医療センター運営事業

認知症専門医療相談や鑑別診断、身体合併症や周辺症状の急性期対応など、認知症医療の中核としての機能を持つ「認知症疾患医療センター」（10病院）を運営し、同センターにおいて、認知症新薬の相談対応等の業務を実施した。

また、県内の認知症疾患医療センターの情報共有や機能向上を図るための連絡会議を開催した。

3 高齢者の生きがい対策の充実

(1) 老人クラブ活動の促進

高齢者が自主的に運営する老人クラブ活動の多様な展開を助長し、活力ある老人クラブの育成を図るとともに、老人クラブ会員自らの健康増進と家族及び地域社会との交流を深めるため、老人クラブの下記事業等に対し助成を行った。

ア 単位老人クラブに、健康づくり等の各種活動への助成

イ 市町村老人クラブ連合会に、活動促進、健康づくり、地域支え合い、若手高齢者組織化・活動支援、体制強化の各種事業に対し助成

ウ 千葉県老人クラブ連合会に、活動促進、健康づくり、地域支え合い、若手高齢者組織化・活動支援の各種事業に対し助成

なお、千葉県内の老人クラブ数及び会員数は令和5年度末で、2,293クラブ、86,939人であった。(厚生労働省老健局調べ「福祉行政報告例」から)

(2) 全国健康福祉祭参加事業

長寿社会を健やかで明るいものとするために、高齢者が積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることを目的として「全国健康福祉祭」が毎年開催されている。令和6年度は鳥取県で開催され、千葉県からは22種目に143名が参加した。

(3) 生涯大学の管理運営

生涯大学校は、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる健康の保持増進、生きがいの高揚に資すること及び高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的として設置している県の公の施設で、管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

県内5学園11教室に地域ささえあいコース、千葉ふるさとづくりコース、ふるさとささえあいコース、園芸まちづくりコース、陶芸ボランティアコース、地域活動専攻科の各学部・学科等を展開しており、55歳以上の方々が多く仲間づくりを図りながら学んでおり、各学園にコーディネーターを配置し、在学中及び卒業時の地域活動参加を支援している。

※令和6年度入学生からの設置コースや学習内容を変更した。

表2 【学園別学生数】令和7年3月31日現在

(単位：名)

課程等 学園	2年生			1年生					地域 活動 専攻 科	合計	
	健康・ 生活学 部	造形 学部	小 計	健康・生活学部							小 計
		園芸ま ちづく りコー ス		地域さ さえあ いコー ス	千葉ふ るさと づくり コース	園芸ま ちづく りコー ス	陶芸ボ ランテ ィアコ ース	ふるさ とささ えあい コース			
京葉学園	78	72	150	26	52	75	41	-	194	9	353
東葛飾学園	161	-	161	68	82	-	49	-	199	28	388
東葛飾学園 浅間台教室	57	102	159	34	-	101	-	-	135	-	294
東総学園	63	30	93	-	-	34	20	56	110	-	203
外房学園	74	38	112	-	-	21	25	41	87	-	199
南房学園	40	23	63	-	-	16	21	32	69	-	132
合計	473	265	738	128	134	247	156	129	794	37	1,569

4 施設福祉・介護サービスの充実

(1) 高齢者福祉施設の整備

ア 特別養護老人ホームの整備

社会福祉法人及び市町村が整備する定員30名以上の広域型特別養護老人ホームに対して補助を行った。施設については、ユニット型施設を基本とするが、整備する地域における事情等を踏まえ必要に応じてユニット型施設と従来型施設とを併設する整備も補助対象とすることとし、1床当たりの補助単価を全国トップクラスの450万円として、整備を促進した。

令和6年度末の整備状況542施設 32, 245床(千葉市、船橋市、柏市を含む。)

イ 短期入所生活介護(ショートステイ)の整備を促進するため、社会福祉法人が整備する施設に対して補助を行った。

ウ 介護老人保健施設の整備

要介護老人であって病状安定期にあり入院治療する必要のない方に対し、入所又は通所の方法により医療的管理のもとで看護・介護サービスや日常生活訓練を行い、在宅生活を支援する介護老人保健施設について、千葉県高齢者保健福祉計画(令和6年度~令和8年度)に沿って整備を進めている。

令和6年度末の整備状況155施設 15, 114床(千葉市、船橋市、柏市を含む)

(2) 地域密着型施設の整備促進

市町村が進める定員29名以下の小規模な特別養護老人ホーム等の地域密着型介護施設の整備を促進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町村に対して助成を行った。

(3) 有料老人ホームへの指導

有料老人ホームに該当する施設に対して、老人福祉法に基づき施設名称や管理者などを届け出ることを義務付けるとともに千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、適切な管理運営について指導している。

(4) 高齢者権利擁護・身体拘束廃止事業の推進

老人福祉施設や有料老人ホーム等の介護施設等における高齢者の権利擁護と身体拘束廃止に向けた取組みを支援するため、職員の資質向上を主眼とする各種研修を実施した。

令和6年度の実施状況

高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修 11回(基礎課程4回、専門課程3回、指導者養成課程2回、管理者課程2回)

看護職員養成研修 1回

(5) 民間施設の運営補助

社会福祉法人が設置経営する養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対し、入所者の処遇向上及び職員の労働条件の改善等を図るため条例で定める基準を上回る職員配置を行った場合に人件費を補助した。

(6) 介護事業者に対する業務改善支援

介護の質の向上や職員の負担軽減に向けて、介護現場の業務改善に取り組む事業者を支援するため、相談窓口の設置や介護ロボット・ICTの導入支援を行った。

ア 介護業務効率アップセンター事業

介護事業者からの業務改善に係る相談に対応可能な窓口を設置したほか、事例紹介などを行うセミナーや伴走型の支援を行った。

イ 介護テクノロジー定着支援事業

介護事業所における業務の効率化を図るため、介護従事者の負担を軽減する介護ロボット等の導入経費に対して助成を行った。

5 介護保険事業の推進

県では、制度の円滑な運営のため、保険者支援、事業者指導、ケアマネジャーの育成などの施策を展開している。

(1) 介護保険事業の支援

① 介護保険に係る市町村（保険者）に対する支援

介護保険制度の円滑な実施を図るため、千葉県介護保険財政安定化基金の運営、介護給付費県負担金の交付などの市町村支援を行う。

ア 千葉県介護保険財政安定化基金

市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や予想を上回る給付費の伸びによる財源不足に対し、資金の貸付・交付を行うため、介護保険法第147条の規定により基金を設置し運営する。

表3

(単位：千円)

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸付	0	0	0	21,000	0
交付	0	0	0	19,000	0
基金積立	13,130	66	66	66	9,245
基金残高	3,292,874	3,292,940	3,293,006	3,253,072	3,262,317

イ 介護給付費県負担金

各市町村が運営する介護保険会計における介護給付及び予防給付に要した費用（以下「介護給付費等」という。）に対して、介護保険法第123条の規定により、県がその費用の一部を負担する。

- ・ 県負担金 71,587,155千円（令和6年度）
- ・ 県負担割合 居宅サービス等：12.5%、施設サービス等：17.5%
- ・ 交付先 市町村

ウ 地域支援事業交付金

介護予防・日常生活支援総合事業及び地域における包括的・継続的なマネジメント機能の強化等を図るため市町村が行う「地域支援事業」に要する費用の一部を交付した。

- ・ 県負担金 2,866,910千円（令和6年度）
- ・ 県負担割合 介護予防事業等：12.5%、包括的支援事業・任意事業：19.25%
- ・ 交付先 市町村

エ 低所得者に対する介護保険サービス利用者負担軽減対策事業

低所得の介護保険サービス利用者に対し、利用者負担の軽減措置を講じた。

「事業内容」

市町村が行う以下の事業に要する経費の一部を補助した。

(ア) 障害者ホームヘルプサービスに対する支援措置事業（244千円）（令和6年度）

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者で65歳の年齢到達前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の高齢者、又は特定疾病によって要介護者となった者は、介護サービス利用者負担割合を0%とする。（2市）

(イ) 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業（506千円）

(令和6年度)

介護サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者の利用者負担額を軽減（原則4分の1、高齢福祉年金受給者は2分の1）した場合、当該法人が本来受領すべき利用者負担収入に対する一定割合（1%）を超えた部分の2分の1以内を市町村が助成する。（10市）

(負担割合)

国1/2、県1/4、市町村1/4

市町村の事業費（1,009千円）のうち3/4を県が補助金（750千円）として交付し、県が市町村に対し補助したものに対して2/3の国庫補助（499千円）となる。

オ 介護支援専門員資質向上事業

実務に就いた後も継続的に研修の機会を提供し、一貫した体制で専門性をより深めることにより、介護支援専門員の質の向上を図った。

「事業内容」

(ア) 介護支援専門員指導者会議の開催

(イ) 研修向上委員会の開催

カ 地域包括支援センター職員等研修事業

地域包括支援センターの業務に携わる職員等に対し、研修を行うことにより効果的かつ適正な事業実施を図った。

「事業内容」

(ア) 地域包括支援センター職員初任者研修

(イ) 地域包括支援センター職員現任者研修

表4

(単位：千円)

年度 項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護給付費県負担金	59,547,141	62,412,856	63,972,105	66,010,495	68,101,038	71,587,155
地域支援事業交付金	3,228,293	3,195,974	3,327,467	3,172,977	2,998,505	2,866,910
介護保険サービス利用者負担軽減対策事業	2,909	2,764	2,492	2,275	2,277	1,808
介護支援専門員資質向上事業	12,840	1,585	7,685	10,422	11,324	524
地域包括支援センター職員等研修事業	4,351	4,372	4,405	4,405	4,420	4,554

② 介護保険審査会の運営

介護保険制度において、保険者である市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審理・裁決を行うため、県に設置した介護保険審査会の運営を行った。

「事業内容」

ア 設置根拠 介護保険法第184条

イ 審査会の構成

- ・被保険者代表委員：3名
 - ・市町村代表委員：3名
 - ・公益代表委員：9名
- 委嘱期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

表5 審査請求事件の受理・裁決の状況 (単位：件数)

年度	審査請求 件数	取下件数	裁 決 済 件 数					係属件数 (処理中)
			却 下	棄 却	認 容	その他	合 計	
令和2年度	6	4	0	1	0	0	1	4
令和3年度	5	1	1	3	0	1※	5	3
令和4年度	3	2	0	2	0	0	2	2
令和5年度	8	0	1	1	0	0	2	8
令和6年度	8	4	0	2	1	0	3	9

※一部却下、一部認容、一部棄却

(2) 事業者指導の推進

適切な介護サービスの提供を確保するため、事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令及び基準条例）等に基づき介護サービス事業者の指定・許可を行うとともに、当該基準の遵守及び介護報酬の請求事務等について指導し、介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図る。

また、介護サービス利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対し、法令等を遵守するための業務管理体制の整備、届出の義務付け及び事業者の本部等に対する検査を行う。

「事業内容」

ア 事業者指定・許可

指定については、原則書面審査で行っているが、必要に応じて現地確認を行う。

許可については、書面審査と現地確認を行う。

イ 事業者指導

県が指定・許可した居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び介護保険施設に対して、集団指導及び運営指導を行う。

事業者指導の運営指導は県内5か所の健康福祉センターで行う。

ウ 集団指導

(ア) 毎年、県が指定・許可する全サービス提供事業者を対象に、サービス種別に講習会の方法で行う。(近年はZoomによるオンライン方式で実施。)

(イ) 指導内容

- ・人員、設備及び運営基準の周知、徹底
- ・介護報酬関係規定の周知、徹底
- ・適正なサービスの励行（実地指導等における指摘事項を提示） 等

エ 監査

法違反や基準条例違反等が疑われる場合、介護サービスの内容や介護報酬の請求に不正又は著しい不当が疑われる場合等に市町村等と共同で行う。

オ 業務管理体制整備の監督

(ア) 業務管理体制の整備に関する届出の受理

(イ) 事業者の本部等に対する検査（一般検査・特別検査）

表6 介護サービスの指定・許可状況（みなし事業所・廃止事業所を除く）（単位：件数）

年度 項目	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
居宅介護 サービス	6,586 (2,006)	6,487 (1,905)	6,808 (2,068)	6,991 (2,138)	7,161 (2,200)	7,272 (2,259)
介護保険施設	593	596	612	626	634	643
合 計	7,179 (2,006)	7,083 (1,905)	7,420 (2,068)	7,617 (2,138)	7,795 (2,200)	7,915 (2,259)

※ 各年度の3月1日時点

※ カッコ内は介護予防

※ 平成24年度以降、政令・中核市は権限移譲されたが、件数には含まれている。

※ 令和2年度以降、これまで含まれていた居宅介護サービスにおける一部の施設みなし件数を除いている。

表7 介護サービス等の指導状況（単位：件数）

年度 項目		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
居宅介護 サービス	運営指導	1,159	1,040	12	256	466	851	890
	(うち文書指導)	255	220	4	55	66	163	193
介護保険 施設	運営指導	163	123	1	33	73	128	144
	(うち文書指導)	24	31	0	10	6	35	51
合 計	運営指導	1,322	1,163	13	289	539	979	1,034
	(うち文書指導)	279	251	4	65	72	198	244

※ 政令・中核市を除いた件数

※ 指定事業者に対して、サービス種別ごとに集団指導も実施している。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、社会福祉法人等指導指針に基づき実施

(3) 認定調査員等に対する研修事業

要介護認定の適正かつ円滑な実施に資するため、認定調査員、介護認定審査会委員及び審査会の長、並びに主治医に対し、訪問調査の手法・要介護認定の仕組み等について研修を実施する。

「事業内容」

ア 認定調査員研修

イ 介護認定審査会委員研修

ウ 介護認定審査会運営適正化研修

認定審査会における審査判定の適正化を図る。

エ 主治医研修（千葉県医師会委託）

主治医意見書の適切な記載のため、医師を対象に記載方法を研修する。

表8 研修実績

(単位：人)

項目		年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
認定調査 員	新規研修		359	329	329	305	341	255
	現任研修		908	1,626	1,471	725	1,457	1,337
審査会委 員	新規研修		84	109	120	165	128	160
	現任研修		558	1,053	1,029	986	1,043	1,055
	適正化研修		—	63	81	72	72	118
主治医研修			74	44	161	147	207	226

(4) 介護支援専門員の養成

介護支援専門員実務研修受講試験合格者を対象に実務研修を実施し、介護支援専門員の養成を行う。

なお、平成18年4月からの改正介護保険法の施行により介護支援専門員の研修体系が示されるとともに、資格の更新制度が導入された。

表9 介護支援専門員養成状況

(単位：人)

項目	年度	平成10～ 令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合計
合格者数		24,778	323	470	423	476	735	27,205
実務研修 修了者数		24,629	291	438	418	468	707	26,951

修了見込み数（令和6年度 令和7年6月24日時点）

表10 介護支援専門員現任研修実施状況（修了者数）

(単位：人)

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専門研修課程Ⅰ		525	研修未実施	273	751	225	250
専門研修課程Ⅱ		1,318	研修未実施	383	890	2,457	900
主任介護支援専門員研修		499	248	256	203	299	309
主任介護支援専門員更新 研修		196	118	258	405	446	378
実務経験者更新研修		254	研修未実施	64	222	243	128
実務未経験者更新研修		239	213	163	299	187	179
再研修		111	201	230	132	245	210

(5) 介護サービス情報公表制度

介護サービス情報公表は、介護保険法第115条の35の規定により、利用者のニーズに応じた情報の提供を目的として実施するものであり、対象サービスを提供する事業者は、介護サービス情報の報告が義務付けられている。

(対象となる介護サービス)

- ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

(公表を行う機関)

- ・平成21年4月から『千葉県介護サービス情報公表センター』で公表している。